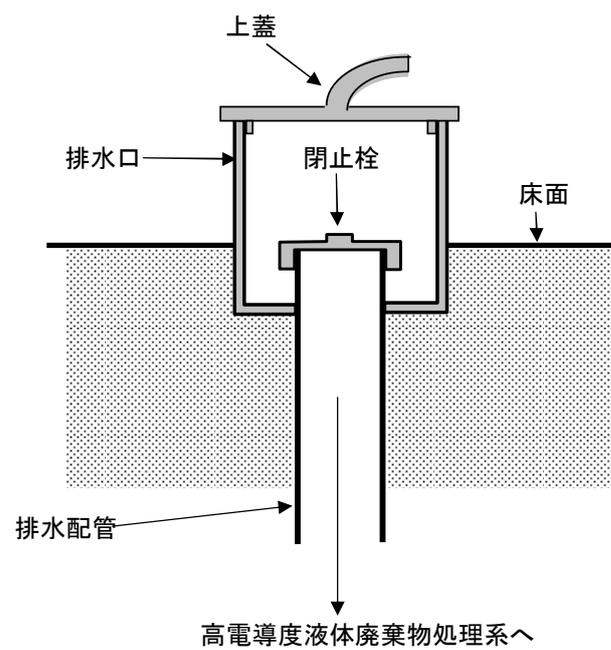
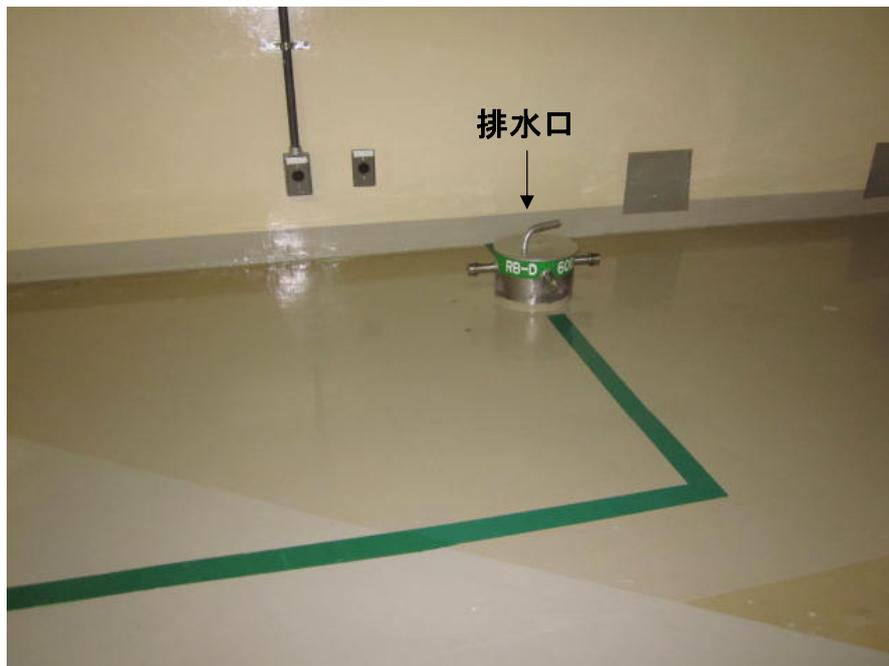


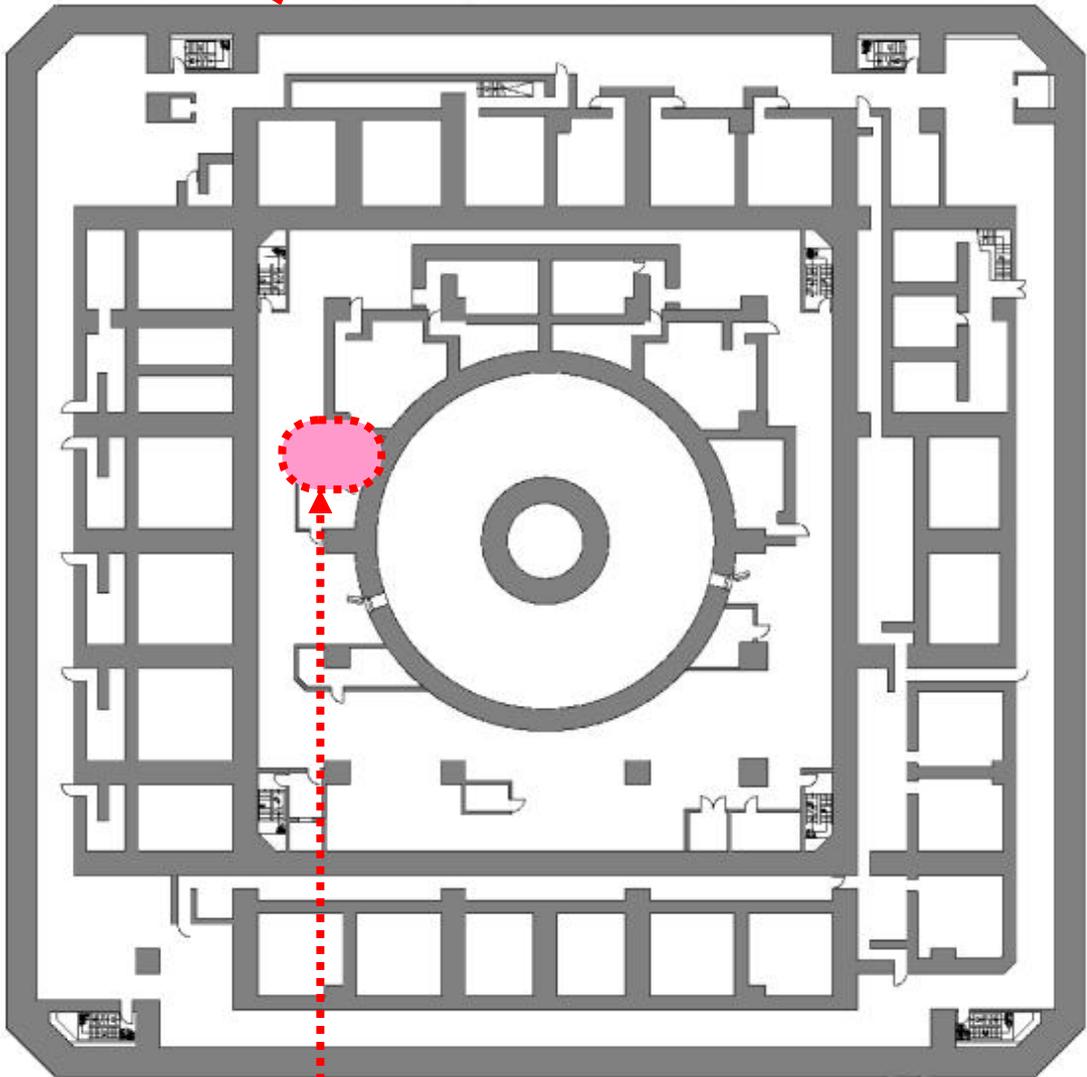
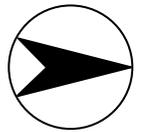
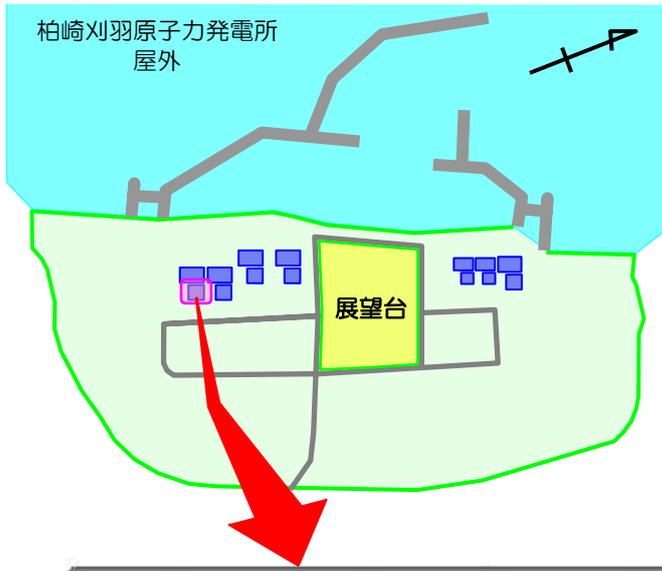
**区分：Ⅲ**

号機	1号機													
件名	原子炉建屋（管理区域）残留熱除去系配管スペース室内における放射性物質による汚染について													
不適合の概要	<p><b>（発生状況）</b> 定期検査中の1号機において、原子炉建屋地下4階（管理区域）残留熱除去系配管スペース室*<sup>1</sup>内の排水口の通水確認作業のため、排水口内の逆流防止用の閉止栓を取り外したところ、排水口から粉塵の吹き上げが確認されました。 このため排水口および床面等の汚染確認を実施したところ、当該配管スペース室の機器および床面から、社内で定める基準値*<sup>2</sup>（4ベクレル/cm<sup>2</sup>）を超える汚染（最大約20ベクレル/cm<sup>2</sup>）を確認しました。</p> <p><b>（安全性、外部への影響）</b> 室外の通路部に汚染は確認されておらず、放射性物質による汚染の拡大はなく、外部への放射能の影響はありません。 また、当該作業に従事した作業員への内部取り込みおよび計画外の被ばくはありませんでした。</p> <p><b>* 1 残留熱除去系配管スペース室</b> 原子炉を停止した後に燃料の崩壊熱を除去し、非常時には原子炉に水を注水する系統である残留熱除去系の配管や弁等を設置している部屋。</p> <p><b>* 2 基準値</b> 法令では、表面の汚染が4ベクレル/cm<sup>2</sup>を超えるまたは超えるおそれのあるところを管理区域に設定することになっており、当社では、表面汚染密度がこれよりも十分低いレベルから管理区域として設定し、管理している。今回、放射性物質による汚染を確認した同配管スペース室内は、社内の汚染区分としてB区域としていたところ、4ベクレル/cm<sup>2</sup>を超える汚染を確認したもの。 なお、社内基準値は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="331 1379 1444 1619"> <thead> <tr> <th>法令の区分</th> <th>社内の汚染区分</th> <th>表面汚染レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域 (物の表面の汚染が4ベクレル/cm<sup>2</sup>を超えるまたは超えるおそれのあるところ)</td> <td>A区域</td> <td>汚染のおそれのないエリア</td> </tr> <tr> <td>B区域</td> <td>汚染を4ベクレル/cm<sup>2</sup>未満としているエリア (今回汚染が確認されたエリア)</td> </tr> <tr> <td>C区域</td> <td>汚染を40ベクレル/cm<sup>2</sup>未満としているエリア</td> </tr> <tr> <td>D区域</td> <td>汚染が40ベクレル/cm<sup>2</sup>以上のエリア</td> </tr> </tbody> </table>		法令の区分	社内の汚染区分	表面汚染レベル	管理区域 (物の表面の汚染が4ベクレル/cm <sup>2</sup> を超えるまたは超えるおそれのあるところ)	A区域	汚染のおそれのないエリア	B区域	汚染を4ベクレル/cm <sup>2</sup> 未満としているエリア (今回汚染が確認されたエリア)	C区域	汚染を40ベクレル/cm <sup>2</sup> 未満としているエリア	D区域	汚染が40ベクレル/cm <sup>2</sup> 以上のエリア
法令の区分	社内の汚染区分	表面汚染レベル												
管理区域 (物の表面の汚染が4ベクレル/cm <sup>2</sup> を超えるまたは超えるおそれのあるところ)	A区域	汚染のおそれのないエリア												
	B区域	汚染を4ベクレル/cm <sup>2</sup> 未満としているエリア (今回汚染が確認されたエリア)												
	C区域	汚染を40ベクレル/cm <sup>2</sup> 未満としているエリア												
	D区域	汚染が40ベクレル/cm <sup>2</sup> 以上のエリア												
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <b>その他設備</b></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>												
対応状況	<p>同配管スペース室を社内の汚染区分「C区域」に設定し汚染拡大防止措置を実施するとともに、機器および床面で確認された放射性物質の拭き取り清掃を行いました。また、今後、再発防止対策について検討を行います。</p>													

1号機 原子炉建屋(管理区域)残留熱除去系配管スペース室内  
における放射性物質による汚染の概要



原子炉建屋（管理区域）配管スペース室内における  
放射性物質による汚染について



**発生場所**  
(残留熱除去系 (C) 配管スペース室)